

第四十六回 参議院商工委員会會議錄第八号

昭和三十九年二月二十七日(木曜日)
午前十時二十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田 久吉君
理事 赤間 文三君
上原 正吉君
委員 大谷 藤之助君
川上 為治君
岸田 幸雄君
小川 亨弘君
小林 英三君
豊田 雅孝君
八木 一郎君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
大矢 正君
椿 繁夫君
中田 吉雄君
藤田 進君
鈴木 一弘君

衆議院議員

發議者 小笠 公昭君
發議者 神田 博君

國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

政府委員

通商産業 政務次官 竹下 登君
通商産業 臣官房長 川出 千速君
通商産業 臣官房長 加藤 悌次君
通商産業 臣官房長 加藤 悌次君

通商産業省公 益事業局長 宮本 惺君
事務局長 常任委員 小田 橋貞壽君
会専門員

本日の會議に付した案件

○電源開發促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○参考人の出席要求に関する件

○産業貿易及び經濟計画等に関する調査(鉱業に関する件)

○委員長(前田久吉君) たいいから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議の事項について御報告いたします。

本日の委員会は、電源開發促進法の一部を改正する法律案について提案理由の説明を聴取し、質疑を行ない、同案審査のため参考人の出席要求の議決を行ない、鉱業に関する件の質疑を行なうこととなりましたから御承知を願います。

○委員長(前田久吉君) 次に、一昨日本委員会に付託されました電源開發促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、發議者から提案理由の説明を聴取いたします。發議者神田博君。

○衆議院議員(神田博君) 電源開發促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明

申し上げます。

この法律案は電源開發株式会社の理事を現在の五名以内から三名増員し、八名以内としようとするものであります。

御承知のとおり、電源開發株式会社は創立以来十年余を経た今日、すでに、一社としては最大の保有水力設備約二百三十万キロワット及び火力設備十五万キロワットを完成するとともに、超高压送電線を主体とする一千二百キロメートルをこえる送電設備とこれに関連する変電設備の建設をなし遂げ、これらをみずから保有運営して電気の供給を行ない、電力需給の安定、ひいてはわが國産業の發展と國民生活の向上に大きく寄与しております。

言うまでもなく、わが國の電力需要は、産業構造の高度化、生活水準の向上に伴いまして、今後とも、ますます増大する傾向にあります。これに対する供給力としては、火力技術の高度化等を反映して、大容量火力が中心となつていく趨勢にはありますが、この火力の經濟性を確保するためには、ピーク供給用、さらには事故時の緊急電源として、水力を組み合わせる必要が最も望ましく、火力の建設と並行して約二割程度の水力を開発することが必要であり、今後、原子力発電の開発が進めば、その必要性はさらに増大するものと思われまゝ。

しかしながら、今後の水力開発は、地点の奥地化、開發環境の複雑化に伴

い、次第に困難性を増しつつあり、しかも、一時的に多額の建設資金を要し、資本費がかさみますので、いわゆる私企業ベースでの開發が次第に困難となりつつあります。

このような観点から、今後の水力開發は、その相当部分を長期低利の財政資金を使用し、水力電源の開發に豊富な経験を有する電源開發株式会社に担当させることが望ましいのであります。

また周知のごとく、近時、石炭政策に沿って石炭需要を確保するため、電力界が年々一定量の石炭を引きとつていくことが必要とされておりますが、電力界にとつては、重油火力との經濟性の比較等からして、今後とも引き続きこれに全面的に協力していくことはかなり過度の負担となることが予想されるのであります。したがって、私企業たる九電力会社にこのような役割を果さしめるためには、その補償措置等種々困難な問題もあつたので、石炭政策上必要とされる大規模火力発電設備の建設を電源開發株式会社に担当せしめることとし、昭和三十九年度より政府出資を投入して、その建設をすすめることを予定しております。かくのごとく、同社が電力会社に対する補完的立場から、また、特殊法人として國の政策に協力していくべき立場から、國內資源によるエネルギーの安定供給、國際収支の改善に資する意義は大

きく、國民經濟的にも同社の今後に期待するところは、ますます大なるもの

があると言わなければなりません。

このように、電源開發株式会社の役割は、今後、ますます重要性を加えていくものと思われまゝ、会社の現況、業務内容は、補償問題をはじめとする開發の困難性の増大、あるいは電氣事業界における広域運営の強化拡充、年間三百億円をこえる売電交渉の繁忙化、海外技術協力の本格化、さらには石炭火力の建設等、従来に比し、ますます複雑困難となつており、特に、直接、経営に携はるる役員負担はきわめて重く、重要業務の処理に忙殺されている現状であります。これを業務の折衝先について見れば、電氣事業界はもとより、国会並びに關係各省をはじめとしてほとんど全国に及ぶ關係都道府県、さらには關係財界団体その他の多きにわたつております。特に、電氣事業界における広域運営の進展強化に伴ない、会社役員が、直接、折衝を要する案件が著しく増大してきているのであります。

しかるに同社の理事の定員は、昭和二十七年会社発足当時、五名以内と定められたまま今日に至つています。すでに述べたとおり、水力を合わせ約二百五十万キロワットの設備をみずから保有運営し、補償並びに広域運営等、業務が発足当時に比し著しく増大、複雑化している今日、五名の理事をもってしてはその円滑な処理を期し得ない実状であります。

よつて、この際、電源開發株式会社の理事の定員を三名増員することが必

要と認められますので、この法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さるようお願いいたします。

○委員長(前田久吉君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。
ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) 速記つけて下さい。

それではこれより質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○阿部竹松君 提案者にお尋ねしますが、提案者も御承知のとおり、今国会に電気事業法という法律出ておりますね。それで私はいま御説明を承った法案は政府が提案すべきだと、このように考へておったわけですが、議員立法として衆議院から私どものほうに回ってきた理由をまずお尋ねします。

○衆議院議員(神田博君) ただいま阿部さんのお尋ねでございますが、この法律案を私最初にお願ひいたしましたのは昨年の通常国会でございます。昨年の通常国会の際に、政府側のほうには相当たくさん法案が国会に出てまいりました。また、この電気の理事の増員をしたい、こういうことは政府のほうもまた電源開発からも非常な要請でございます。私どももその必要をかねがね痛感いたしておったわけでございまして、政府提案にしたらどうだというように、つきましては、私どもも当時そのような考えを持ちまして、政府がお出しになったほうがいいんじゃないかというように、

で、阿部さんがおっしゃったようなこととで、政府とも折衝いたしたのでございしますが、ただいまおっしゃいましたように、昨年の通常国会には通産省がたくさん法案を持っておったから、ひとつもともと電発会社、この法案は議員提案の関係もあつたし、そうしたふうくそうした関係があつたので、党のほうでひとつ善処してもらいたいというふうな要請もございまして、私どもいろいろ御相談いたしまして、昨年の通常国会に提案いたしたようなわけでございまして、昨年の通常国会、御承知のように、ああいう事情で廃案になつてしまいました。それから昨年の秋の臨時国会でまたこれを提案いたしました、引き続きまして、ところがこれは解散国会になつてまた廃案になつたわけでございまして、そこで暮れの特別国会にそのまま提案いたしまして、それが引き続き継続審議、こういうふうな衆議院の段階になつてまいりました。そして今度の通常国会に持ち越しまして、これが先週の日曜日に衆議院があつた、こういうふうないきさつでございます。いろいろ議員立法についていささつを申し上げたわけでございしますが、いまお尋ねの政府でやつたらどうかというふうなことにつきましては、私どももそういうふうな気持ちを持ちまして、いろいろ検討いたしましたのでございまして、諸般の事情と申しましうか、諸般の情勢がただいまのような経路を經まして、こういうふうに御審議をお願いにあつたようなわけでございまして、よろしく御了承願ひたいと思ひます。

○阿部竹松君 議員は法律の提案権があるわけですから、議員立法でも、何

ら差しかえないわけですが、少なくとも神田先生は与党の議員、この法案を与党の議員が提案しておる。野党の私どもであれば、賛成の場合もありましようし、政府と反対の立場をとることもありますから、なかなか政府が納得しないから、みずから提案者になつて御審議をお願いすることはある。しかし、いま申し上げましたとおり、あなたは与党の人間だ。政府はこれを必ず賛成したと思うわけですが、とするならば、あなたも政府の提案のほうよろしいと、こうおっしゃつた。どうもそのあたりは私の理解力が足りないためかもしれないけれども、理解ができない。その点をひとつ詳しく、諸般の情勢でなく、その諸般の情勢は何かというところをお示し願ふと同時に、政府としては出す気があつたのかどうかということ、これは政府当局にお伺ひいたします。

○衆議院議員(神田博君) 阿部さんの重ねてのお尋ねでございますが、私の舌足らずで御納得が十分でないというところでございまして、決して阿部さんは該博なお知識がおりになるのでわからぬというのではなくて、私の舌足らずだと思ひます。その点はあしからず御了承願ひたいと思ひますが、ただいま申し上げましたとおり、政府が提案したかどうかというふうなこともわれわれの中にはございまして、その道行きにおいてですね。しかし、いろいろ折衝した結果、政府もたくさん法案をかかえておる。ひとつつそういういささつもあつたから、党のほうでやろうということもございまして、これを自民党が提案するというにつつきましては、実は衆議院の段階におきま

して、社会党の皆さん方、商工委員の方、民社の方々等にも、いろいろ御相談申し上げたんでございまして。決して形は単独になつておりますが、単独と申しますか、自民党だけになつておりますが、この提案する段階におきましては、いろいろ御相談申し上げた。その際、党議として御返事するわけには参らないが、そういうことならば、ひとつ出していただいて審議をひとつその際いろいろまた重ねようじゃないかというふうな経過もあつたわけでござい

ます。そういうわけで、自民党が簡単にはこれひとつ同意するのだというふうなことで出したわけではございませ

ん。慎重にその辺のことも御相談しながらそして提案をしてまいりました。しかし、御承知のように、昨年の通常国会、また臨時国会の解散、それで特別国会に持ち越した。そしてそれがまた継続審査になつたというふうな、ちやうど国会の回を重ねることが四回というふうなことになるわけではござい

ます。この電源開発会社が創立されてから十一年たつておりまして、創立当時理事の定員が五名以内、こういうことになつておつたわけでございまして、その後、いま申し上げましたように、水火力合わせて二百五十万キロ、あるいはまた、超高压送電線が一千二百キロメートルにもなつてゐる。広域運営のいろいろな各社間との相談もあれば、あるいは、発電所がいよいよ奥地化してまいりまして、しかも近來補償の問題が非常に複雑になつてまいつておる。都道府県知事その他関係方面との折衝もなかなか役員が参りませんと進捗しないものでございまして。広域

運営もしかりでございます。あるいはまた、内部関係においても、労務一つ考えましても、これはやはり理事が担当いたしませんと、もう相当数の従業員でございまして、なかなか限られた五人というふうなことで、うまくまいらないというふうなことでござい

まして、そして前々からひとつ増員をしていただきたいという要請でございまして、まあ他の公社あるいは類似の民間企業等に比べましても非常に少ない。それから責任体制を明確にする上からいっても相当数の増員を必要とする。まあ内輪の話を申し上げますと、電発は十名ぐらいいいというふうなことでございまして、いろいろ検討した結果、三名だけお願ひしよう、こういうことでお願ひしているわけではござい

ます。○藤田進君 大臣が見えられておりますし、大臣見えたら私からという内部の打ち合わせをしましたので……
いまの、議員提案としてお出しになる動機、その要因、事情というものを、阿部委員からお尋ねをしたわけですが、必要性等につきましては、これからあと逐次審議をさせていただきますわけですが、そこで御答弁の大半は、その必要性を強調された御答弁のようになつておる。なるほど憲法上、法制上議員提出というものは否定するものではありませんが、阿部委員も指摘したように、この種法案ないし改正案等については、望ましい姿としては、監督官庁、主務大臣である通産大臣が内閣の意向をまとめられて、もちろん議院内閣制ですから、与党との連係もおとりになるでしょうが、今度の同じ福田通産大臣お出しになつてい

るアジ研その他理事増員という全く同様なケースがあるわけです。お答えの範囲内では、前の国会にも出したということがまず具体的に承れるわけですね。前の国会以来、問題になっているとすれば、ますます通産当局とされても法案を出す、改正案を出すために努力される時間的余裕も今国会に対してはあったと思うのです。

第二の、政府もたくさん法案を持っているから議員のほうで、これはどうも理由としては薄いと思います。審議するのは国会ですから、どちらがお出しになるかと、その繁忙については同じこと、あるいは法制局をお使いになるにしても問題ないし、この程度のものであれば、閣議その他がその何日も審議にかかるわけでもないでしょう。

とすれば、どういふいきさつでこうなったのか。電源開発株式会社という発足以来の事情、あるいはこれが人事等を過去見ますという、これは何かここにすぎりしないものがある。この点は衆議院でもかなり論議されているようにございます。具体的に率直に、この際、提案者のほうからまずもって深めたひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(神田博君) まあいま阿部委員のお尋ねにお答え申し上げましたように、深めた答弁をしろうというところでございますが、私はありのままに申し上げておるわけでございまして、政府側が非常に法案がふくそうしてあって、なかなか回りかねるから、党のほうでひとつというふうなことで、相談がまとまったわけでございまして、政府は政府のお立場でそういうこともあろうかと思っております。私ども

もまあ議員提案だから、また、議員提案にするのだというふうな簡単な考えではないのでございまして、非常に仕事があるうちに、発足当時の一十年先のこと——まあね、ほんとうに運営に基いて、またそれを十分検討いたしまして、そうしてその必要性を認めて提案いたしたようなわけでございまして、これはただいまいろいろ申し上げたところの事情でございまして、別に裏のあることではないのでございまして、そのとおりひとつ御了承願いたいと思っております。

○藤田進君 神田さんも古い大臣をおやりになっているので、あなたが質問をされて私がそういう答弁をして、ああそうですか、それでよくわかりましたと言えましようかね。あなた、答弁になってないですよ。必要性に触れるのですか、それはいいのです。あとからまたお聞きいたしますが、政府から頼まれたからやっただけのことのようですけれども、こういう非常に大きな仕事をされているだけに、部外についても、政界その他業界等と関係の深いこれは仕事をやっている会社ですね。

過去にもいろいろ問題は相当前にはあったわけですね。この法案を出しになりましたとき、福田さんも直接関係者であったわけですね。これについては業界である九電力会社も非常な反対をしていたわけですね、当初、それから、まあその他いろいろの方面から再編成後におけるわずか一年有余のときでもありましたが、自來人的その他当時以来問題もあるわけですね。そういうことであればこそ、政府が監督されるわけ

ですから、その監督的立場にある通産大臣として、十分このことはその組織機構を通じてお考えになる筋合いのものである。いやしくも、政府は法案を持つており、かつ忙しいから議員提案のほうで頼むと言われたということ、は、どうも私は通産大臣としての態度も了解ができないわけですね。この点通産大臣のほうから、大臣のほうの時間の都合があるそうでございますから率直に……。私もすわって、あまり肩の張らない質疑をさせていただきますから、すわったままでもよろしゅうございします。ただつけ加えますが、それで率直なところをおっしゃっていただきたいと思ひます。私も全然わからないうちにもない。いろいろなことを聞いておられますが、しかし、審議をし、速記を残していきまします以上、やはり筋の通った審議ぶりというものが内容の充実したものでなければ、与党、野党にかかわらず、立法院として、参議院当委員会としてあやふやなままに、何だかわかったかわからないということでは、国民がこの審議状態は後日むろん読むでございまいし、筋の通ったやり方、率直なところを御答弁いただきたい。

○国務大臣(福田一君) ただいま提案者である神田議員から御説明があったのでありますが、その御説明を私、聞いておりまして、実は、全くそのままでのことを申されておったと、こう思うのであります。で、特に御質問でありますし、率直に申し上げると言われましますから、もう一べん私のほうから見たこの問題に対する提案に至るまでの経緯を申し上げてみたいと思ひますのでありますが、一昨年の暮れの国会は、御

案内のように石炭とか中小企業とか、非常に大事な問題が山積をいたしておりました。何とかしてこの電気の理事増員の問題も——事務が非常にふくそうしておるので、これを増員してもらいたいという要望があったのであり、われわれとしてもその必要性は認めておったのであります。しかし、まあできるならば、そういう重要な石炭問題と中小企業問題というふうな大問題を控えておることでもあるし、まあもう少し延ばしてはどうかという意見もあつたわけでありまして、しかし、一方、電源開発という問題も、これは看過できないことでもございまして、やはりその必要性も認められるというところから、与党である自由党といういろいろお話をいたしまして、その結果、主たる理由ではございせんが、先ほど神田先生も言われたように、まあ議員立法でもあつたし、ひとつそれでは議員立法として改正案を出すことにしよう、こういうことになりました。政府もこれに閣議において同意見をするという形をとって、議員立法として実は提案をいたしたわけでございまして、ところが、その後の経緯を見てみますと、いふと、衆議院——去年の通常国会ではこれは可決に至らず、引き続きまして臨時国会に引き継がれたのであります。が、これもまた解決を見ない。そのうち国会が解散になりまして、新しい院の構成が衆議院においてできたわけでありまして、その機会に、先生の言われるように政府提案にこれは切りかえる一つのチャンスであつたと思ひます。それはもう先生のおっしゃるのと同じくとも御意見だと思ひますが、しかし、たまたま

前からそういうふうな議員提出として出していただいておりますし、まあわれわれとしても、理事増員ということについては異議のないことでもあるし、もう一度出してはどうかというところ、いろいろ話をしました結果、今度の国会も、まあ前ほど言うのはおかしいですが、いろいろたくさん経緯から見て、せっかく議員立法として出していただいておりますから、今度もひとつ引き続きお願いしよう、まあそこは非常に単純な理由であります。何らほかに理由はございせん。そういう意味において、ひとつ議員提案としてまた出していただく、こういうことになって、提案することにきまつたわけでありまして、自來また引き続き今度の通常国会にこれが出され、こういうことに相なつておるのであるかと云われまします、われわれ何にもほかに何ら意図はございせん。率直な経緯を申し上げようというところ、率直に申し上げた政府との関係を、率直に申し上げた次第であります。

○藤田進君 この法案に、それほど政府提出になれば、政府として議會その他にそれだけの時間を要するといったようなことが理由になるのでしょうか。これは理事を増員するということが、内容は重要であっても、手続的なもの等について、法文の編さんにして、そんなに労を要しない。閣議はいまのうちに、かけたとおっしゃるわけ、通産大臣が出されれば、政府提出としても閣議はそんなに時間かかるものではない。そうして委員会審議の段

前からそういうふうな議員提出として出していただいておりますし、まあわれわれとしても、理事増員ということについては異議のないことでもあるし、もう一度出してはどうかというところ、いろいろ話をしました結果、今度の国会も、まあ前ほど言うのはおかしいですが、いろいろたくさん経緯から見て、せっかく議員立法として出していただいておりますから、今度もひとつ引き続きお願いしよう、まあそこは非常に単純な理由であります。何らほかに理由はございせん。そういう意味において、ひとつ議員提案としてまた出していただく、こういうことになって、提案することにきまつたわけでありまして、自來また引き続き今度の通常国会にこれが出され、こういうことに相なつておるのであるかと云われまします、われわれ何にもほかに何ら意図はございせん。率直な経緯を申し上げようというところ、率直に申し上げた政府との関係を、率直に申し上げた次第であります。

階においても、議員提出ならば、まあ、ほうっておけばいいだろうと、そんなものでもない。少し責任上私は疑わしいと思うのです。アジ研その他、この国会でもこの種のものは出ているわけだ。そのほうが重要であるから、これは政府提出、このほうは議員提出という、その辺がまず第一点として、のみ込めません。さらにお伺いします。

○国務大臣(福田一君) 私は実をいいますと、政府提出の法案が重いとか、あるいは議員提案——まあ、一般論を申し上げるのでありますが、重いかという考え方は、いかかかと思つてゐるのであります。議員の立法権というもの、これは非常に重大な権利でございます。議員のお方が必要とあれば、法律の改正をなされる権限を持つておられるということは、当然のことと考えております。したがつて、議員立法で出したかどうか、あるいは政府提案だから重要である、こういう考え方は持つておられないわけでありまして、いままでの経緯——一昨年はそういう事情がございまして、議員提案で出していただいたのでございまして、引き続き議員提案として御審議を願うということについて、われわれとしても議員提案だから軽いか重いかという、そういうことは考えておりませんので、そのことはやはり議員提案としてやっていた方がいいわけである、議員のいわゆる立法権というものを尊重し上げる意味からいって、これは政府提案と何らそこに軽重を付すべき理由はない、こういう気持ちでございまして、引き続きやっていたら、こういうわけでお願

いをしていただいているというわけでございます。○藤田進君 そうすると、前回の提出の時期における理由というものは、石炭その他で忙しかつたとおっしゃるわけですか。それだけの理由ですか。○国務大臣(福田一君) その当時はなかなかいろいろ皆さんの御協力を得て、この問題の解決をいたしたのであります。石炭の問題にしても、中小企業の問題にしても、これはたいへんな——一步を誤れば、日本の経済にも、社会問題にも、重大な影響を与えるような大問題である。そのほかに法案が三十本ぐらい出ている、まあ、それを含めてであります。三十一本も出すという段階において、なかなか政府としても手が回りかねる、こういう考えから、まあ議員立法でやつてはどうか、こういうようなことでございまして、それならばお願いをいたした、こういうことであったわけであり

ます。○藤田進君 前回のときは政府、通産大臣としては、忙しいからといって、あまりタッチしないで、議員提出にすべてをまかせる、忙しいからというこ

とだったのですか。そうじゃなくて、やはりそのことがいかに悪いかということ、主管大臣としても、主管省として、十分検討されて、了解を与えられたのでしよう。その限りにおいて

は今回と同じことなんです。○国務大臣(福田一君) もちろん議員立法としてお出しになるときに、これ

がいいか悪いかということとは十分判断をいたしまして、けっこうであると同

意をいたしておるわけであり

ます。○藤田進君 政府提出の場合と、議員提出の場合と、その忙しさということ

についてどこがどのようによいと思

つておられますか。○国務大臣(福田一君) ただいまこ

れに提出しておりますのは、補助説明員

という立場に相なつておろうかと思

つては、提案者が、実は提案の全

責任をお持ちになるのであります。か

ら、主たる質問応答あるいはその他に

ついては提案者がこれを担当される。

政府側は、議員立法の場合におきま

しては、総理以下、必要とあればこれ

は補助説明員という立場でございま

す。その意味でいささか負担が軽減さ

れる。そういう意味で、審議の過程に

おける負担は軽減されるものと考えて

おつたわけであり

ます。○藤田進君 そう言われれば聞きたく

なりませんが、あなたがこの電源開発

法の監督の責任にあるわけでは

ない。その審議の場合に、いまの負担の

問題は精神的なものが主であつて、忙

しさという面からいえば、時間的、物理

的には所管大臣として当然出席もしな

ければならぬし、そうならば、議員提

出だつたら、政府提出だつたら忙しさ

という物理的な問題については、何ら

変わりはないのじゃないか。

○国務大臣(福田一君) 私は物理的な

関係では変わりがあると思つており

ます。政府提案の場合には、やつぱりこ

こへ来て提案理由の説明からあらゆる

責任において御答弁申し上げることに

なつております。議員が提案者でござ

いますから、主たる説明はその当該議

員がなさる、こういうことになるわけ

であります。だから、私はその意味

で、物理的にはやはり差があると思

つております。○藤田進君 そうすれば、物理的にあ

なたのそれぞれ国会中におけるスケ

ジュールから出たかと思へば出な

いでも済む、議員提案ならば、だから手

も省ける、そう聞かざるわけですか。

○国務大臣(福田一君) そういう意味

ではございせん。やはり議員提案で

あつても、議員の方が御質問があれば

やはり出てこなければなりません。し

かし、主たる答弁、主たる責任は、や

はり提案者の議員がお持ちになるこ

とらうと考へておるわけであり

ます。○藤田進君 これは福田さん、いさ

さか形式論じゃありませんか。政府自

身としても必要だといわれる以上、政府

のこの改正を必要とする所見というも

のは当然だされし、提案の理由の

説明も省けるとおっしゃるけれども、

これはいまお聞きしましたように五分

かそんなものです。ですから、理由の

最大のものは、いまのところから承

る、時間的に忙しかつた、そこでこれ

らの労を省くために、他に集中する

ために議員提出にしたということにつ

いては、大臣なりあるいは通産省当局

の政府委員を含めて、それは必要があ

る以上、とすれば、まだほかにこれは

理由がなければならぬ。今回はこの前

の経緯にかんがみて、引き続き議員提

案ということはいえるかもしれない

が、そもそも前回の提出した時期にお

ける理由というに關する限り、

もっと他に理由がなければならぬ。

○国務大臣(福田一君) 先ほど申し上げ

ましたように、電源開発の場合に

は、一昨年の経緯から見まして議員立

法で出していただいておりますので、

今度もそういうふうにお願いをいたし

た、こういうことでござい

ます。○藤田進君 それで理由ではないので

す、この前に出したときの理由、これ

で

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

自体も。これは、アジ研はその後時期が変つて本国会に出したとおっしゃるだらうけれども、これはもう当然こういう機構に関する事、特に理事をどうするといったような事について、当該電源開発株式会社自身がどうあるべきかということがまず第一の動機にならなければならぬでしょう。それをぶつけて法改正という場において実現していくとすれば、当然電源開発株式会社は通産大臣に持ち込むの筋じやありませんか。監督行政の筋からいってもそうでしょう。通産大臣に持つてきた場合に、通産大臣としてはその必要があるかないか十分検討されて、必要があれば通産大臣のその意思の決定のとおり処理されたらいい。今回の場合は、電源開発株式会社として通産大臣、通産大臣から議員提案になった。そういう経路なのか。その筋道を、前回お出しになったとき、ないし今回にわたって、その経緯をひとつ聞いてみましょう。

○藤田進君 いや、筋道、経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

○藤田進君 そうですね。経路をいまいや、お尋ねしておるわけです。前回の場合でけっこうです。一応限定してお伺いしますが、どこから話が出てどうなったのですか、この前は。

民主主義のたてまえでございすから、たとえこれが政府提案の法律でございしても、あるいは議員の法律であつても、立法権というものは議員がやはりお持ちになつてゐる姿があつてしかるべきだ、これは当然のことであると思つておられます。ただし、行政の立場において監督をいたしてゐる会社の問題でございすから、このことを会社を監督する場合において必要性を認めるということであれば、これは政府のほうから提案をするのが政府側にある場合においては当然だと——当然といひますか、望ましい姿である、こう思ひます。しかし、そういうような行政の姿であつたといひしまでも、議員の側からこゝろになつて、これは好ましくないと思つて提案をお出しになるということも、これはたつたあつてしかるべきじゃないか、これは私はそう思うのであります。ただこの場合において、政府側としてどうであるということであれば、われわれが一応そういうことを認めておつたわけでありすから、できればやはり政府提案にしたほうがいいのではないかと、この感じはあるのでありますが、事情が一昨年そういう事情で議員立法として提出することにしたので、そうきまり、その後は議員立法でお出しになつたので、また議員がそういうような審議権を、立法権を持つておいてになるという趣旨をいささかも阻害しないということも、一つの考え方であるといふこともありまして、ひとつそのまゝの姿でまたやつていただこう、こういう気持ちでございす。

○藤田進君 答弁になつていない。要するに簡単に言えば、るる言うよう

に、あなたも答弁にあるように、事柄の性質上、通産大臣として政府提出するのが望ましいけれども、他の理由でやむを得ないというふうには私は受け取つたわけですが、重ねて聞けばそうではないとおしやる。

提案者にお伺ひしますが、提案者としても、前回の場合、あるいは今回の場合とを通じて、本来通産大臣がいわゆる政府提出としてこの改正案を出すことが望ましいと思つても、他の理由によつてそれと待てないとか何とかで、この際は議員提出という形をとつた、こういうことなのか、いやいや、こういうものは政府提出すべきでなくて、むしろ議員提出のほうが妥当である、この二つのうちではどちらをとつたわけですか。

○衆議院議員(神田博君) ただいまの藤田さんのお尋ねでございすますが、私のほうもこういう案件については、政府がお出しになるのが一応の筋ではなからうかというふうな考え方が相当あつたのでございす。そういう考え方で実は折衝の過程もございしました。しかし、いろいろ折衝いたしてあります間に、いま通産大臣からもお答えがあらましたように、政府のほうではたゞさんの法案をかかえておられる、その与党でございすので、そうした政府の事情をお聞きいたしますと、しかもまた、電発の情勢が早く整備したい、事業を始めたというふうな要請もございまして、政府とよく御相談いたしまして、党の提案に変わる、党の提案にいたしまして、国策会社でございすので、いろいろ経緯はございすましたが、野党の方々にひとつ御相談をしてというふうな経過を経て、先

ほどこちよつと申し上げたのでございすますが、こういうふうにお願ひすることになつたわけではございす。

○藤田進君 じゃ明確にしておきますが、提案者としても、一般的な問題ではなくて、この改正案についても本来政府提出が望ましい、主観的にはそう思つたし、またそのような折衝はもつたけれども、他の理由でどういかならないので、あえてこの際は議員提出にした、こういうことになるわけですね。

○衆議院議員(神田博君) そういうことになりす。

○藤田進君 通産大臣はどうですか。先ほど来の御答弁は、かなり突つ込めば警戒したような形であつたは問題点を不明確にして進もうとされておる。提案者はつきり言つてゐるじゃないですか。しかし、提案者と所管大臣は違つておきます、あなたの所信を伺つておきます、この法案について。

○国務大臣(福田一君) 私が申し上げてゐる答弁が確かに——混迷をするというところでございすますが、なるほどさうかと思ひます。なぜかということ、私は政府としての立場ということ、また議員としての立場ということと両方お答えしておつたかと思つたのでありますが、その点が非常に誤解を招いたと思ひますが、私は政府という立場から考へてみますと、やはりこれは政府が監督をしておつて必要と認めるならば政府が一応出すのが筋だと思つておられます。しかし、一昨年そういうような非常な重要な案件をたくさん控えておつた關係上、与党と連絡をとつて、与党のほうで議員立法にされたという關係がございまして、筋からいへば、政府が出すほうが筋であるという

ことではございす。

○藤田進君 いや、われわれ社会党としても、これから審議をいたしまして、最終的にはこの法案の処理をどうするかは、もちろん審議をしてきめるけれども、まず、概括的に見た場合、電源開発株式会社現況から見ても十分考慮に値するかどうかという考え方は、両院とも、われわれも党は賛成の機運を持つてゐますから、相談をしてやつてゐる、それがかなり衆議院段階でも混迷したのは、通産大臣の御答弁というものが、議員提出、政府提出をめぐつてつきりしない、やはり将来のこともあるし、立法院の審議態度としてはその点は明らかにして、そして必要性について論じたいという、むしろ前段の問題で、かなり混迷を進めていたと思つたのです。私はこの内容に入つていく際においても、あるいはこの委員会には相當の法案が通産大臣の所管にかかつておるけれども、もっとその辺はあまり右顧左弁しないであらうと、そのことを言つてもらいたいと思つたのです。お互いに議員ですからね。わかりまおす。その言葉のあやとか表現の巧拙とか、そんなことじゃなくて、ほんとうの腹がどうなんだらう、これさえわかれば国民に対しても先へ進めると思つたのです。

そこで、政府提出が望ましいと両者考えられたわけですが、そうならなかつた理由としては、当時前回の場合、石炭政策その他非常に繁忙であつた。ということが一つの理由にうかがわれるわけですが、もう一つ理由としてうかがわれるのは、この電源開発株式会社の創設というものが、そもそも議員提出で出てきたんだから、この際も、そういうことも加味して議員提出としようというふうにならず受け取れるわけですか。しかし、第二の議員立法で会社創設ができたということは、私は今後とつてもいいか。いつまでも議員提出の電源開発促進法であり会社法であるということが、そんなに将来つきまといいくべき性質のものではない。これはやはり創設された以上、あげて国会に対しては、立法院に対しては、行政府である通産省が責任を持つてもらわなければならぬ。通産大臣が責任を持たなければならぬ。その責任を持つていただくことは、単に監督行政のみならず、立法の分野においても、法改正等、十分見られる必要がある。それは電源開発株式会社が發議される場合も多くあるでしょう。それは当然のことだと思つた。それから第一の非常な繁忙であつたということについては、私はどうもそれだけの理由ではのみに止まらせん。あるいは政府部内にも今日、公社、公団、事業団といったようなものが非常にふえて参りました。昨日も鉄道建設公団ができるというふうな、もう典型的な資本主義の構造なんです、日本の場合も。したがつて、他の行政府部内における均衡上の問題とか、あるいは大蔵省の意見もあるでしょう、といったような、私はそれそれこれもやむを得ない。われわれもあり得るだろうと思つたような理由では、やはりそういうものが明記されておらないけれども、あつたに違いない。そういうものも、この際、事の緊急性から見て議員立法にするという理由にあつたんじゃないだろうか。ほんとうにあれば、それを何も隠して——といつては語弊があるかもしれないが、

まだそこまであなたの言われる段階にきてなかったのかも知れないが、いろいろなそういう事情は委員会に明らかにされていくと思うのです。それがあからとって、それが池田内閣の命取りになるとか、通産大臣のどうか、これは問題によりますよ。けれども、そういう事情を率直に言われて、それがどうのこうのというのではないと思うのです。私は各委員会、ここに十何年おりますが、いろいろな大臣にも接触して来た。まあいいところもある、悪いところもある。河野さんなんかとやり取りしてごらん下さい。検討します——あまりそんなことは言わない。検討しますと。いつた翌日はきちっとやっておく。あの人はその場で事をきめる。きめた以上は、それを推進する実行力がある。ですから審議も非常に進んでいくし、お互いが腹がわかって、国政の上にプラスになっておる面があると思う。マイナスの面もあるでしょうけれどもね。私は人の名前を出して対比しては失礼ですから、でも、どうも福田さんの場合は、よく言えば非常に慎重過ぎますよ、ものごとが。そのためにかえってどうもすつきりしない。理論上、感情的にもすつきりしないといったことで、かえってでもたましてしまふ。

私にもとに戻りますが議員提出にしたについては、望ましくはないけれども、かようにした理由についてどうもいま申し上げた二つ、その一つは会社の発足以来の経過というものはどうも理由にならないし、そうあってもらっては困る。それから忙しかつたという事はどうも理由の一つとしては取り上げにくい。私だけじゃないと思う。

そうじゃなくて、総合的に見て、もつと議員提出にされるという与党の中の一つの方法ですよ。これは政府が出さなかつたり——今度の祝祭日とか、金鵄勲章とか、いろいろなものがやはり出てきますが、それそれの議員提出にする理由というものは、どうも政府は忙しいから議員のほうでやっておけ、そういうものが大きなウエートは持っていないのです。この場合も他に、一つ、二つあるいは三つでもけっこう、議員提出にしたという理由はあるに違いない。明らかにされれば、われわれが納得いけば、次に進んで、本体内に入っていくかと思う。

〇鋼木享弘君 ちよつと関連してよろしくございますか。——いまの私は藤田君の意見も速記録なんかに当然なと思ひますから、重大な問題だと思ひます。われわれ党内として、これは提案者に私のほうとしても聞きたいのですが、提案者の神田さんは、これは党内としてずっと長い御経験のある方ですが、いま、日本の国会のあり方について、私はあまりにも政府提案が多過ぎる。立法府としては原則として議員立法がこれは主体でなければならぬ。たとえそれが行政官庁の行政事項でありましても、立法事項である限りは、これはできるだけ国会議員が発議して、そして議員立法でいくべきだ。ただ、残念ながら、われわれが勉強が不足でそれができない実情でございませうが、できるだけひとつ議員立法を本體とすべきだという考え方をもちいて、その最初のいきさつのかんを問はず、神田さんが発案者として議員立法をやられて、全く同一の法案を、これを、議員立法やつたのを政府が取り上げて政府提案にするということこそ、私はおかしい問題であつて、議員立法で政府が認めた以上は、これは当然に議員立法の精神を私は通していくべきだ。その点はちよつと藤田さんと私は違ひますけれども、もし、行政権の範囲に属する問題であるがゆえに、議員立法が不適当であるというならば、おそろくこれは社会党さんのほうから、いろいろな議員立法を出すなどという事はおかしい問題になつてくる。私はどんなことであらうとも、議員である限りはどしどし立法していいんじゃないか。ただ、政府と党であるがゆえに、出すためには政府と連絡をとり、その出すことについて承認を得なければならぬけれども、しかし、それだから、私に言わせれば、この法案の内容が必要であるかどうかということ、これは審査の対象になりますけれども、議員立法であるとかあるいは政府提案であるとかいうことは、そう論議をされなくても、私はい問題ではないかと存じます。この点につきまして、いままでの御答弁では、いかに議員立法でやるのは不適当だが、頼まれたからやつたというふうなお考えですが、私も言わせれば、むしろ、なぜ政府はどんな議員立法に持つてこないのかというふうな、これまでも私も主張してきつたし、また今後私も主張したいと存じます。アジ研のことをいま申しましたが、アジ研立法でやつてもいいと思う。しかし、そのアジ研の理事をふやすにつけては、おそろく政府の予算に關係を持つて存じますので、これは政府が提案さ

れたとしても不適当とは存じません。しかも、この問題はすでに過去に、おいても議員立法されたのですから、これは理由なく、政府が取り上げて政府提案にするなどということがあつたら、私はむしろ、なぜ議員立法でやつてはけしからん、なぜ議員立法でやつておいて、あつたときにはよかつたのに、今度はなぜ政府が取り上げるのだと私は言ひたい。その点、ひとつ提案者のお考えを聞きたいのです。私は党内として、当然に議員立法を本體とすべきだ、それを議員立法にするのはおかしいという事は、われわれ立法府自身としては許すべきことじゃないと思ひます。その点をひとつお考えを承りたいと思ひます。

〇小林英三君 なお関連して。私もいまの鋼木君の御発言に対しては敬意を表して居る。これは先ほどから委員各位と提案者並びに通産大臣との間の質疑応答を聞いております。これはお聞きになる方はお聞きになる方の権利としていいのですけれども、提案者あるいは大臣の答弁を聞いておりますと、これは社会党であらうが、自民党であらうが、共産党であらうが、それは国会という大きな立法権、あるいは議案を出す権利を持つて居る。だから私はいま鋼木君のおっしゃることは当然であつて、今後国会の權威のためには、はつきりと率直に提案者は、この議員立法にしたというのに対してお答えをおき願ひいたします。

〇阿部竹松君 ちよつと関連して。鋼木先生、小林先生の御発言は、ちよつと藤田先生の質問の趣旨を誤解されておるのではないかと。質問の劈頭にあつたて、憲法上あるいは国会法上、議員提案は認められておるのだから、議員提案は大いによろしいと、こ

いるのだから通産大臣のほうが詳しいはずで。そうすると、社会党のわれわれだつたら、なかなか大臣には言うことを聞いてもらえぬけれども、あなた方は与党だから、与党のほうから大臣あるいは総理に要請して、当然いままでの慣例どおり、これは政府提案として出てくるべきだと私は思う。いままで一へんもこの種の問題について、議員立法として改正案を出されたことが、衆議院はいざ知らず、参議院のほうはない。しかし、両院を通らなければ成立しないから、参議院にないということは衆議院にもおそろくないと思う。どうですか神田先生、ありませんか。

○衆議院議員(神田博君) お答えいたします。まず第一に劍木さん、小林さんのお尋ねでございますが、議員提案は憲法上認められている重大な権限なんだから、何も遠慮する必要はないんじゃないかというような意味の、いろいろ例を引かれたお尋ねでございますが、理論的には、私もそういうふうに考えております。まことに同感でございます。ただこの問題がいま審議の途上にいろいろな質疑応答をやりましたような経過を経てまいりまして、その経過を申し上げまして御了承を得たいというところでございます。

それからただいま阿部さんから、公社、公団で一体党がこうして人員をふやした例があるかということでございますが、これは私もあるという記憶はございません。ただ、予算が倅うものについては、与党の立法も政府から遠慮してもらいたいということになっておりまして、まあそういうことで、これは大体そういうことをやらぬという

ようなことが、われわれのほうには常識といいましようか、申し合わせになつております。まあ公団の場合は、御承知のように、理事を増員いたしましたも、政府の予算で組んでいるわけでございますんで、事業費等でもやりくりするわけでございますので、これは少し違ふんじやなからうかと。そういうことも検討いたしました結果、これは議員提案でよろしい。それから、立法権はまあわれわれが持っているわけでございますが、今度の場合はいろいろ折衝の過程において、まあこの法自体も議員立法であつたという——一つの理由だということ、それが全部の理由だということではないわけでございます。予算の伴うものに与党が人員を増していくというようなことはないことが私は当然だと思ふ。この場合はそういうような性質じゃなかつたということが、やはり議員提案ということになつた事情でございます。簡単でございますが、お答えいたします。

へ一番先に行ったものだと思う。ところが福田さんがいやだとおっしゃったから、神田先生のところへしからば頼むということになったのかどうか、それはわかりませんがね。改正案というのは膨大到十も十五もありますが、こういうのは全部行政府で出しておりますよ。それはもうばくの発言に誤りがあるかどうか、神田さん首を傾けておられるがね、立法考査局にお尋ねしてみなさい。ばくはやはりそういうこととは筋が通らぬじゃないかということなんです。一番監督して一番責任あるのは福田さんのところでふやしてくれと、ごう言うならわかる。あなた方は与党なんです。社会党のわれわれであれば、政府にこれやって下さいと言つて、それが拒否された場合には、もうこれはやむを得ず法の権限の範囲内において法律を作つて御審議を願うわけですが、あなた方のほうでそれは監督の立場にある通産大臣、総理大臣を持つておられるんだから、そこらあた

りどうもすつきりせぬ。まあ関連ですから、これでやめますがね。

○衆議院議員(神田博君) 私どもも考えておりますことは、政府・与党というのは一休でございますから、与党がかってに議員立法するわけでございませう。また政府側にいたしまして、政府が法案を作って議会に出す場合には、与党に断わりもなしにやっているような仲ではございません。もう実为一体になって、政治の責任をとるということでやっておるのでございまして、もうこの問題につきましても、政府と完全な意見一致で、まあ、どういうふうにしたら電源会社の業務が円滑に十分遂行されるか、それをできるだけ

れば、それだけではないかというようなところとございまして、両者検討した結果、三名増員いたしたい、こういうことでやっておりますので、政府と党との間にすぎと申しましようか、意見の相違等はございません。これはまあ、答弁いたしておりますと、みなニュアンスがいろいろ違いますから、多少何か違うのじゃないかと思われることがあろうかどうか知りませんが、これはほんとうに一体になってやっておりますので、この点ひとつ、誤解のないように御了承願います。

○委員長(前田久吉君) 委員各位に申

し上げます。通産大臣の出席時間は、約束の時間を経過いたしましたので、大臣に対する質疑がございましたら、簡単にお願いたします。

○藤田進君　もう質疑はしてあるので
す。御答弁をお伺いしている間に、問
連をお許しになったわけです。審議を
促進する意味で、二度申し上げませ
んが、私の質疑に対するお答えをいた
だきたい、そのことをむしろ、委員
長、注意されるべきである。

○国務大臣(福田一君) これはもう要するに、藤田委員のお話しになった。とは、政府が出すのが筋ではないかと。ということ、政府が出さなかったのには、裏があるのでないかと、こういう質問……。

○藤田進君 裏とは申し上げておりません。

○国務大臣(福田一君) 何か理由があるのじゃないかということですが、まず第一点は、先ほどお答えをいたしたたとおりでございます。第二点の何かは確かにあれがあったのじゃないかということでございますが、これは電力の問題であるから、いろいろな問題はあるであります。しかし、この法案を提案する段階において、私たちとして、何も別に裏といいますか、理由として、何ようなことは、何も考えてはおおりませんでした。これははっきりさしていただきたいと思います。

○藤田進君　そうすると、まあ、理由のない理由でしようが、劔木委員あるいは小林委員の御同調の御発言があったわけで、これについては、かねて両委員とも、現実の立場に立ってということをおっしゃるわけで、国会は憲法なり国会法、国会規則を中心に運営され

ているが、それだけでは足りない、先例あり慣行という——特に先例録はこまかく規定されて、こういうものが、議院運営の、あるいは政府が提案なさる場合等々も、慣行ということ、先例ということを中心になるわけでございす。これを否定する人はいない。ですから、現段階において、神田提案者も言うように、与党に關する限りは、これは政府が出した場合も、議員が提案する場合でも、一体となつて、党の機関にもか、党議としてきまり、政府は閣議としてきまり出す。いわば議員立法ないし政府提出というものは、実体的にはもう一本化されている。そこで憲法に定める議員立法、議員提出というものを、われわれも否定するものではないことは、冒頭申し上げたとおり。かといつて、現時点この法案審議の際において、いきなり、まあ、すべてとおっしゃつたけれども、これはぼくは予算は政府の提案権が專屬的だと思つております。あるいはその他の条約もそうだと思う。ですから、これは御木さんの言葉に足らずと理解いたしますが、現状ないし過去の先例、実績、慣行から見ても、もうすべて法案に關する限りは、議員提出だということは非現実的な御議論であらうと思つております。そうありたいとすれば、立法府自体において、もつと立法機能についての充実をはからなければならぬでしょう、予算措置もしなければならぬでしょう。そこで、そういう私どもは非現実的な議論は、党の政策の上にもこゝうした議論の上にもやっておらないわけです。そこでこの事案については、本来両者とも、主管大臣福田さん並びに神田さん含めて、私の質疑に対して

の御答弁、私がさらに念押しをいたしまして、お答えの点は、これは本来政府提出にすることが望ましいと思つたわけですが、他の関連質問はありまして、この点は変更されてないわけですが、とすれば、政府が忙しから先般の場合も議員提出のほうにお願いをしたというところだけでは足りないのだから申し上げたわけですが、この点ばかりはしないのだと、あれきりだと、こうおっしゃるわけでありまして、とすれば、われわれのほうで、これをどう判断するかといふことにせざるを得ないし、また引き続きまして通産大臣御出席いただいて、十分ひとつお考えいただきたい上で、さらに明確にしていきたいと思つたのです。ただ、電源開発株式会社があつたという理由を言われましたが、ぼくはこの点は、そういう考え方、一般的にも、具体的に理由としては好ましくないのじゃないかと思つては、いかがでしょうか。この点だけは、まず、ここに議論に出た問題です。それから、これは通産大臣やむを得ないですけれども、言つていただかなければいけません。

○国務大臣(福田一君) 仰せのように、議員立法でありましようとも、通れば法律なんでしょうから、これは私は、議員立法のものは議員が提出する、あるいは政府提出は政府がやつておる——あなたのおっしゃるとおり、議員立法であらうと、政府提案の立法であらうと、その意味においては、違つた取り扱いをすべきことは考へておりません。

○委員長(前田久吉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(前田久吉君) 速記をつけて下さい。

他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(前田久吉君) 次に、参考人の出席要求に關する件についておはかりをいたします。

電源開発促進法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(前田久吉君) 次に、産業貿易及び経済計画等に關する調査を議題とし、鉱業に關する件の調査を進めます。御質疑のあり方は順次御発言を願ひます。

○大矢正君 午前中時間もあまりありませんので、質問の前提ともなるべき政府の鉱業政策の中の特に硫黄産業についての最近の状況を二、三お伺いしたいと思います。

そこで、私も考へております現在の政府の鉱業政策の中の特に硫黄産業に対する対策等につきましては、あらためてまた質問をすることにして、

資料として、この際、質問したいと思ひます。当然のこととして最も近い日に、これから質問を申し上げます内容の資料を私どもに提出願ひたいこともあわせて申し上げておきたいと思ひます。

そこで、最近三年間——と申しますのは昭和三十一年、六年、七年度の硫黄の需要量はどの程度であつたかといふこと、あわせて三十八年度はおおよそどういふ数字があらわれてくるか、まずこれが第一点。

○政府委員(加藤次君) お答え申し上げます。最初の過去三年間の国内における硫黄の需要量についての御質問でございますが、昭和三十一年度二十五万三千三百トン、三十六年度二十四万七千八百トン、三十七年度二十三万七千八百トン、これは現実に需要家のところで消費をした数字でございます。それから三十八年度の見込みといたしましては二十六万二千八百トン、こういう見通しをいたしております。

○大矢正君 引き続き、ただいま申し上げました各年度ごとの輸入量、それから国内産出量、これを数字的に御説明いただきたいと思います。

○政府委員(加藤次君) お答え申し上げます。輸入量につきましては、ただいま申し上げました三十五年から七年度まではございせん。本年度の輸入見通し量でございますが、大体のことは見通しでございますので、このとおりいくかどうかはわかりませんが、三万七、八千トンぐらゐの入着ペースで輸入がある。場合によれば概略大体三万九千トンでやつておられるわけであります。大体三万七、八千トンぐらゐでは

なからうか、こういうふうに思ひます。それから国内におきます生産量でございますが、三十五年——御承知のように二つございまして、硫黄鉱山で生産されるものとそれから石油精製等からいわゆる回収硫黄といふことで副産物でございますが生産されるものと、この二つがあるわけでございまして、この二つに分けて数字を申し上げます。三十五年度は鉱山における生産量が二十四万六千八百トン、回収が八千九百トン、合計の生産量が二十五万四千九百トン。三十六年度、鉱山におきます生産量が二十四万一千七百トン、回収硫黄が八千二百四十トン、合計二十五万トン。三十七年度は鉱山におきます生産量が二十一万九千五百トン、回収硫黄が八千八百トン、合計二十二万八千三百トン。本年度の見込みでございますが、鉱山におきます生産量が大体二十二万四千六百トンぐらゐではなからうか。回収硫黄が一萬二千七百トン。これは百トン単位まで申し上げましたが、見通しでございますので、その辺の相違があるかもしれません、それはお含み願ひたいと思ひます。

○大矢正君 次に、最近の硫黄の在庫量はどのくらいあるのかといふことと、それから輸入硫黄の価格の推移、また国内産硫黄、これは鉱山を中心としてお答えをいただきたいと思います。が、価格の推移はどういう経過をたどつてゐるか、お答えをいただきたいと思います。

○政府委員(加藤次君) お答え申し上げます。在庫でございますが、これは各年度ごときで、最近のやつで……

○大矢正君 最近のやつで……

○政府委員(加藤次君) 本年度の上期末、と申しますと九月末でございま

なからうかと思ひますが、一時的に非常に需要が旺盛になったからといつて、これは鉱山の通有の特性でございますが、生産が非常に弾力性がないわけでございます。資源はあつても、それをすぐ掘つて消費するということが、場合には、場合によつたら新しい山を開かなくちゃいかぬ、当然人も入れなかつたやうな、こういうことにも相なるわけでございます。それには時間もかかる、いわゆる弾力性に非常に乏しい産業であるわけでございますので、私どもの考え方としては、やはり将来とも国内の生産はある一定の規模を考へましてこれを維持する。その生産の規模に對しまして、そのときどきに起りますところの供給不足、これはひとつ輸入をクッションとして考へるべきではなからうか。こういうふうな考へておるわけでございますが、そういった意味から、過去におきまして、日本の硫黄が、先ほど申し上げましたように、非常に割高であるわけでございまして、できるだけ合理化をしていただくように、山の御指導をいたしておつたわけでございますが、一応の目標として大抵今のコスト二万円くらいのを一萬五、六千円くらいまで引き下げていただかないと、将来輸入の問題もありますし、また国内の今後だんだんふえてまいりますところの石油精製等の回収硫黄という問題もございまして、需要家に対して非常に割高なものを押しつけるということも何でございますので、やはり価格の面で合理化によるコスト引き下げというものを、ひとつ真剣になつてお考へいただきたいといふことで、たまたま二、三年、国内の主要産業の不況に際

会したということも関係があるわけでございますが、一應そういった目標で各鉱山がいろいろ価格引き下げについてお考へになつておられると思ひますが、そういうところ非常に今度のよう、またここで人を新しくふやして生産をあげる。あるいは休止しておつた鉱山を再開する。こういうことで、過去において石炭においてそういう例があると思ひますが、非常にこれは考へるものではなからうか。こういう基本的な考え方についてお考へますので、どうしても国内で不足であり、また無理に人をふやすというふうなことをしない範囲で、いわゆる将来その規模をきめなければならぬと思ひますが、それをこえる分の需要については、ひとつ輸入というところで、クッション的にこの輸入を考へるということはいくべきではなからうか。こういう考へておるわけでございます。

○大矢正君 一つだけ伺ひしておきたいのですが、それはこの硫黄というものを貿易の上において自由化するという考へ方があるのかないのか。あるとすればいつごろか。ないとすればいつごろまでではないと判断しておるか。これは局長から答へてもらつても困るから、政務次官から、よく相談して政務次官のほうからお答へしていただきたい。大臣がいればいいが、大臣いないから。

○政府委員(竹下登君) 私もきのう大矢先生から硫黄に関する質問があるというのを聞きまして、いま局長が答へ申し上げた程度の内容について、勉強したいと思ひますが、ただいまの御質問に對しましては、硫黄の自由化は今日の時点において非常に困難であるという認識をいたしております。

○大矢正君 困難だといふ程度では困るんですよ。實際面として。たとえば砂糖の場合だつて困難だといふのが、電光石火、だれがやつたかしらぬが、やつてしまつて、えらい混乱を起したといふ事例もあるので、いまは困難だといふながら、三ヶ月もたつたら困難ではなくなつたからやつたといふことは困る。向こう何年程度はおそろくいまの日本の硫黄産業の現状から推しては自由化はできないであらうとか、あるいは自由化はできないであらうとか、そういう答へをしてもらわなかつたら、現在に困難だと言われただけで、これは話にならない。

○政府委員(竹下登君) これは基本方針を審議会において、今後検討するといふ今日立場をとつておられて、その上でいろいろはつきりした御答へをするのが妥当かと思ひますが、今日の時点において、まあこゝで今でも申しましようか、非常に表現があいまいであります。こゝで今非常な困難である、こういう考へ方と認識いたしております。

○阿部竹松君 前の鉱山局長と現加藤鉱山局長の御答へが違つたわけですが、別に、私、御答へ違つたからといって、その責任を言ひませぬけれども、しかし、そのように鉱業政策が一回ごとに変つていくことは、これは価格を安くしてという趣旨には賛成ですが、あなたのおっしゃるやうにやるとするならば、去年からそういうやうなお話であればいいわけですが、毎回変わるわけですね。今国会終わるとまたお変わるになると思ふ。かかるがゆえに、この種の鉱山経営者は本腰入れて開拓をやらぬ。それから山に働く労働者諸君は、いつつぶれるかわからぬものですから、特に硫黄とか、こういう同じ鉱物資源でも身体消耗度の激しい作業ですから、やめたいという気持がしばしばあるところへもつてきて、来年の保証がない、来年の保証どころか今年度の保証もないといふやうな状態なもので、それから、御承知の日本一の産出を誇るのは岩手県の松尾だと思ふ。もう会社が合理化などと言つ前に、百人くらいやめていただきたいと思つても百五十人くらいやめるといふ状態。安くするといふても、予算書の説明を受ける、探鉱費が三億円なら三億円、ひとつもふえていない。地下資源の融資をいたしましようといふことで、地下資源株式会社に融資するといふても、これは金額が微々たるものだ。経営者は、いま申し上げますとおり、将来性がなないので、なかなか本腰入られて、よそから融資を受けてやろうといふ腹のすわつた経営者はおらぬ。ですから、なかなか加藤鉱山局長の御答へのようなわけにいかぬわけですね。しかし、あなたのお話を聞くと、また再開するといふ山がある。しかし、それよりも外国商品に頼りたいとおっしゃっているが、あなた御承知のとおり、日本は戦後最大のドルの赤字だと言われているが、なおかつ国内製品を使わない、外国から入れるといふのですか。その点をお尋ねします。

○政府委員(加藤次君) 前局長が輸入はいたしませんとお答へしたことに對しては、これはよく私聞いてみ、あるいは速記録を調べてみたいといふふうに思つております。ただ、先ほど私が申し上げましたように、それは原則的な考へ方でございますが、非常に弾力性に乏しい硫黄鉱山に對して、急に、需要がふえたから、これをすぐ掘つて下さいといふことは、いろいろ問題がある。そういうときには、やはり不足のものを輸入する、こういうのは考へ方を前局長も持つていたのではなからうかといふやうに存するわけでございまして、本年度入れました分の最初の外貨の割り当てでも、すでに前局長当時割り当てをいたしておるというところでございまして、その辺はひとつ、私の推測でございますが、前局長の真意はそういうことであつたらうといふことで、ひとつ御了承をお願いいたしたいと思ひます。

それから、硫黄を将来どういふ方向に持つていくかといふことにつきましても、率直に申し上げまして、私ども非常に相すまなく存するわけでございまして、ほんとうの基本方針については、真剣な検討が、現段階においてはまだなされておらない、と申しますのは、自由化の日程に上つておりますその他の重要金属でございまして、これを開放体制に備えて、どういふふうに持つていくべきかといふ議論をまず実はいたしておるわけでございまして、先ほど政務次官からお答へ申し上げましたように、硫黄あるいは硫黄鉱、これは全然自由化の日程には上つておらないわけでございまして、で、いよいよ近いうちに、できれば鉱業審議会の中に硫黄問題について特別の分科会を設けていただきます。今後の硫黄産業のあり方と申しますか、昨年の十二月答申がございました銅、鉛、亜鉛についての合理化計画、基本計画と申しま

すか、これに準ずるようなものもつくり、いろいろの面から御検討願いたい、こういうふうな思っておるわけでございます。そういう検討が終りまして、将来の青写真もかき、これなら十分であるという確信を持ってからでなければ、自由化はなかなか問題にならない、こういう実は感じでおるわけでございます。こういう面から、今後ひとつ御指導を先生にお願いしたい、こういうふうな思っておるわけでございます。

○阿部竹松君 御答弁の中にありました硫黄の専門部会、これは審議会の中に分科会を持つわけですね。いままでないわけでしょう。

次に、お尋ねするのは、さいぜん大矢委員との一問一答の中にありましたバラ積み、包装積みの輸入の点ですが、あれは昨年の何月かはっきり記憶しておりませんけれども、春、バラ積みで入ってきて、船員の諸君とか港湾労働者から、これは危険であるというので大問題になった。そこで、あなたの方で指示、指令したかどうかかわからぬけれども、今度包装というようになった。ところが今度輸入するものも明確に包装してくるというように、あなたの方とか、運輸省とか港湾とか、硫黄の諸君の話し合いがいたというように承っておりますが、その点はいかがですか。

○政府委員(加藤憐次君) この問題については、実は単に硫黄の問題だけではございませんで、ほかのスクラップとか、いろいろの物資にもいろいろそういう問題が起き、あるいは起りそうだとということで、現在私のほうでは通商局のほうで窓口になりまし

て、労働省あるいは運輸省等との折衝をいままです、あるいは関係の業者、労働組合等との折衝をやっていたいただいておりまして、現在の時点においては、問題が最終的に落着き、方向がきまっていまいというふうな私存しておるわけでございます。

○阿部竹松君 そこで、私が政府委員の方々に通商局長さん御出席願いたいというように、三日前から要請してお願ひしておいた。ところが、一切鉱山局長の私が答弁できる、こういうことで、あなたにお尋ねしておる。それがあなたそう言って大みえ切られて、それは通商局のほうだなんていっても、それは困る。

○政府委員(加藤憐次君) 通商局のほうで窓口をやっていたらいいとおるわけでございます。ただいまお答え申し上げましたように、現時点におきましては、この問題がまだ解決のところに至っていないと、こういうことでございます。

○阿部竹松君 あなたのほうの態度はどうですか。解決しておらぬにはいろいろな幾つかの問題がございまして、う。しかし、バラ積みでカナダから持ってくるというになると、これは危険が伴うわけですから、まさか鉱山局当局、というよりも通産省として、バラ積みよろしいなどというものはなからうと思いますが、その点に理かろうとおつてもよろしいですか。

○政府委員(加藤憐次君) 基本的には先ほども申し上げましたように、できるだけ国内の需要は国内の生産で充足したいという考え方を持っておりまして、今後の見通しをいたしましては、来年度は先ほど申し上げました

ように、一万トンぐらいの輸入が必要ではなからうかという感じでございます。すが、それ以降の見通しとしては、もう輸入というものを考える必要もないんじゃないかろうか、もしありとすれば、これはもう例外的に考えるということになるんではなからうかという実は見通しを持っております。ですから、少なくとも硫黄に関する限り、これはいまの包装、荷役問題は一時的な問題でございまして、もしこの問題が解決しないということであれば、需要家に迷惑をかけるわけにいきませんから、割高であつてもまあ包装して、できるだけこれを合理化するということが必要だと思ひますが——包装のコストを引き下げるということですね、その辺の研究の余地はあろうと存じます。

が、その結果まあ多少割高であつても、これはやむを得ないんじゃないかろうか。ただ、やはり先ほど申し上げましたように、必要に基づいて輸入するわけでございますから、需要家の立場からすれば、当然これはできるだけ安い値段で手に入れたほうがいいわけですね。また、特に輸出に相当なウエイトを置いております化繊向けに、これは大半が使われるわけでございますので、そういう面からも、この荷役、バラ積みの問題ができるだけ合理的な方向で解決するように、私ども自身としても願っております。

○阿部竹松君 大矢委員との一問一答の中で、あなたの御答弁が、一万トンぐらゐ輸入しなかならぬだろうとおっしゃるから、一万トン入ってくるときは、どういうふうな方法で入れるかというのをよくはお尋ねしておるんだ。おそらくバラ積みであつただけ問

題が大きくなったわけですから入れるとは思わぬが、しかし、少しでも安い価格で入れるということは私も賛成だ。しかし、危険をおかしてまでバラ積みで入れないなどということは、通産当局では言わないだろうというところをお尋ねしておるわけですね。もうあなたが一万トン入れるとおっしゃるから、しからばということでお尋ねしておるんで、いまのように国内産で間に合ふすというところだったら、ばくは輸入方法なんか全然聞きません。

それからもう一つ、時間が過ぎましたからあつてお尋ねいたしますがね。二週間ほど前に前田委員長のお供をして、中国地方の石油化学等の工場を視察にまいりました。そのときに原油をそれぞれの油とか、あるいは繊維その他いろいろな製品の過程において、廃品回収ということになりました。局長の御答弁の中にもございまして、硫黄が出るわけですね。あれをひとつ硫酸とか何かほかの方法にやるとまいったんですが、そういう方法はどうなんですか。

○政府委員(加藤憐次君) 最初の点についてはお答えでございますが、先ほどの御答弁がちょっと言葉が足りなくて、先生におわかりになつていただけなかったのじゃないかと思ひますが、実は硫黄の荷役につきましては、継続的に今後ずっと大量輸入するということがありますと、また述べた荷役の方法があるのでございまして、人を使わずに、いわゆる真空吸込み式と申しますか、ほかの物資についてはそういうものがあるのでございます。そういう方法も外国では行なわれているという

ことを聞いておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、今後継続的な輸入という見通しではないわけでございますので、輸入するとなれば、例外的、一時的というふうになりますので、この問題はこういうふうな落着きするか、ちょっとまだ見通しはつきりつきかねますけれども、包装によつて多少値段が高くなつても、そういうことで輸入せざるを得ないであろう、こういうことでございまして。

それから第二点の石油精製等で回収される硫黄を、硫黄ということではなく硫酸で考えてみることはできないか、こういうことでございまして、これは結局まあアモニウム・ベースで、副産物ではございまして、石油精製工場でも考えるわけでございます。まして、どういふ形態で副産物としての販売をしたほうが、当該企業としてより利益が多いかというところで、おそらくそれぞれおやりになつておるんじゃないかろうかと思ひますが、私聞いてみますと、硫酸にするということになりますと、非常に施設のための経費がかかりまして、現在たまたま硫酸の市況がいいようでございまして、長い目で見た場合に、はたしてそれでいいかどうかというふうな実は心配があるやに承つておるわけでございます。

○阿部竹松君 最後に一点お尋ねいたしますが、一万トンと、まあ明確におっしゃつておりませんけれども、一万トン内外を輸入される場合に、いま問題になったその方法ですが、それが大体いつごろ話し合いがつくものかというところをお尋ねすると同時に、もう

ことを聞いておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、今後継続的な輸入という見通しではないわけでございますので、輸入するとなれば、例外的、一時的というふうになりますので、この問題はこういうふうな落着きするか、ちょっとまだ見通しはつきりつきかねますけれども、包装によつて多少値段が高くなつても、そういうことで輸入せざるを得ないであろう、こういうことでございまして。

一つ、これは次の委員会に、ひとつ大臣にお尋ねしたいわけですが、それは外国から輸入してくる硫黄、それから廃品回収、この二万五千トン内外ですが、将来ますますふえるというお話ですが、それからその他全国の鉱山から出る硫黄ですね。これをおつて、いまより三代前の事務次官ですかに徳永さんがおられたころ、銅の貿易自由化に對するところの計算センターというものを考えられて、僕らと話し合つたことがある。ですから硫黄もそのような方法でやってみてはどうかというように考えるわけですが、そういう点について、通産当局としてのひとつ御審議をしていただいて、この次でも、またどうせいろいろと法律も出ているようですから、そのときにひとつお伺いしたい。ただききたいと思うわけですが、きょうはこれで、第一点の質問だけ御答弁願つて、私の質問を終わります。

○政府委員(加藤次君) 最初の御質問に對してのお答えでございますが、先ほど申し上げましたように、関係の省庁と業界とで、懇談会等で検討いたしてありますが、いま聞いておりますところでは、次回の輸入が国内に入ってくるるときまで、その問題を解決したいということ、話し合いを進めていくというふうに聞いております。ただその結論が、それじゃもうバラ積みでいいのか、あるいは従前どおりの包装をするのか、あるいはもっと簡易な包装でいいのか、その辺はまだ議論の最中であるということでありまして、それから第二点の、国内で輸入、回収、鉱山、これをプールして需要家に渡すような構想でございますが、実は私自身そういう御意見を、二回つて

いるわけでございます。先ほど申し上げましたように、できるだけ早い時期に、鉱業審議会で基本方針をいろいろ御検討願ひ、その中でいけば需給価格の安定のための措置と申しますか、その一環として、十分皆さんに御検討をお願いしたい、こういうふうに着いていくわけでございます。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、本件はこの程度にとどめます。

本日はこれをもって散会いたします。午後零時四十分散会

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、電源開発促進法の一部を改正する法律案(衆)

電源開発促進法の一部を改正する法律案

電源開発促進法の一部を改正する法律

電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「理事五人以内」を「理事八人以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案(予備審査のため)

二月二十六日予備審査のため、本委員

会に左の案件を付託された。

一、市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案(衆)

市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律案

市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、市場支配的事業者が、その取引の相手方である事業者又は一般消費者に對して、自己の取引上の地位が優越していることを利用してする不当な対価による取引等の経済力濫用行為を防止することにより、その取引の相手方である事業者又は一般消費者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「市場支配的事業者」とは、公正取引委員会が指定する商品又は役務を供給する事業者であつて、その商品又は役務の供給量、設備の規模、資本の額等がその取引分野における支配的事業能力を有するものとして公正取引委員会が指定する基準に該当するものをいう。

2 前項の公正取引委員会が指定する同種又は類似の商品又は役務を供給する二以上の事業者であつて、当該事業者間における株式の所有等の関係が公正取引委員会が指定する基準に該当するものは、同項の規定の適用については、これらを一の事業者とみなす。

3 公正取引委員会は、前二項の規定による指定をしようとするときは、市場支配基準審議会の意見をきかなければならない。

(不当な対価による取引等の規制)

第三条 市場支配的事業者は、前条第一項の公正取引委員会が指定する商品又は役務について、その取引の相手方である事業者又は一般消費者に對して、自己の取引上の地位が優越していることを利用して、次の各号に掲げる行為を行なつてはならない。

一 不当な対価をもつて取引すること。

二 取引の目的と関係のない商品又は役務の供給を受けることを条件として、取引すること。

三 正当な理由がないのに、特定の者と取引し、又は特定の者と取引しないことを条件として、取引すること。

四 正当な理由がないのに、相手方又は地域により差別的な条件で取引すること。

五 前各号に掲げるもののほか、公正取引委員会が指定する不当な行為

定による指定をしようとするときは、市場支配基準審議会の意見をきかなければならない。

(不当な対価による取引等の規制)

第三条 市場支配的事業者は、前条第一項の公正取引委員会が指定する商品又は役務について、その取引の相手方である事業者又は一般消費者に對して、自己の取引上の地位が優越していることを利用して、次の各号に掲げる行為を行なつてはならない。

一 不当な対価をもつて取引すること。

二 取引の目的と関係のない商品又は役務の供給を受けることを条件として、取引すること。

三 正当な理由がないのに、特定の者と取引し、又は特定の者と取引しないことを条件として、取引すること。

四 正当な理由がないのに、相手方又は地域により差別的な条件で取引すること。

五 前各号に掲げるもののほか、公正取引委員会が指定する不当な行為

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第四条 前条の規定に違反する行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)に規定する不正不正な取引方法とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定により私的独占禁止法第十九条の規定の適用がある場合において、当該違反行為につい

ての審決においては、市場支配的事業者に對し、同法第二十条の規定による差止めのほか、必要な措置を命ずることが出来る。

(報告義務)

第五条 国内の会社(特別の法律により設立された会社を除く。)であつてその総資産(最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。)が百億円をこえるもの又は外国会社であつて公正取引委員会が指定する基準に該当するものは、公正取引委員会規則で定めるところにより、毎事業年度の業務の状況その他必要な事項に関する報告書をその事業年度終了の日から二箇月以内に公正取引委員会に提出しなければならない。

2 第二条第三項の規定は、前項の規定による指定をしようとする場合に準用する。

(市場支配基準審議会)

第六条 公正取引委員会に、市場支配基準審議会(以下「審議会」という。)を置く。

審議会は、公正取引委員会の諮問に應じ、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、この法律の施行に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、この法律の施行に関する重要事項について公正取引委員会に建議することが出来る。

4 審議会は、十五人以上の委員をもつて組織する。

5 委員は、経済に關し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 委員は、非常勤とする。

7 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができ

る。
9 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(公表)

第七条 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るため、市場支配的事業者の活動状況その他必要な事項を一般に公表することができる。

(国会への報告等)

第八条 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年、この法律の施行の状況を報告しなければならない。

2 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、この法律の目的を達成するために必要な事項に関し、意見を提出することができる。

(告示)

第九条 第二条第一項及び第二項、第三条第五号並びに第五条第一項の規定による指定は、告示によって行なうものとする。

(罰則)

第十条 第五条第一項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反

行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五条の四に次の一号を加える。

七 市場支配的事業者の経済力濫用の防止に関する法律の施行に関すること(他の所掌に属するものを除く)。

昭和三十九年三月四日印刷

昭和三十九年三月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局